

奥入瀬川漁業協同組合

内共第44号第五種共同漁業権

遊漁規則



遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第44号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（ひめますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において手釣、竿釣の漁具・漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第6条第1項に規定する遊漁料を納付し、組合の承認を受けなければならない。

2 組合は、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（前項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

(遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
ひめます	5月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
蔦沼全体	9月1日から10月10日まで

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ひめます	全長 15cm



七十七



(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
ひめます	手釣	1日	400円
	竿釣	1年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

奥入瀬川漁業協同組合事務所

(十和田市元町東四丁目1番15号)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料(1年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会

(十和田市元町東四丁目1番15号)

3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する(遊漁に際し守るべき事項)遊漁料を徴収する。

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。



- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、葦沼の全湖底をかくはんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

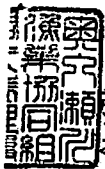
(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号 遊漁承認証

<p>遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p>					
<p>記</p>					
遊漁者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">(住所)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(氏名)</td> <td style="padding: 2px;">(年齢)</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	(年齢)
(住所)					
(氏名)	(年齢)				
承認期間					
魚種					
漁具、漁法					
遊漁区域					
遊漁料					
発行者	奥入瀬川漁業協同組合®				

<p>注意事項</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。 2. 遊漁者が遊漁規則に違反したときは遊漁の中止を命じ又は以後遊漁を拒絶することがある。(この場合既に納付した遊漁料の払い戻しはしない) 3. 9月1日から10月10日まで遊漁してはならない。 4. 遊漁者は相互に適切な区域を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 5. 遊漁者は葦沼の全湖底をかくはんしてはならない。 6. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。



別記様式第2号 第8条第3項に規定する共通遊漁承認証

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名 _____		年令 歳
住所 _____		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(溪流魚券)

西暦 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名 _____		年令 歳
住所 _____		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類		
	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(黒羽のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユが除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間と青森県内水面漁業協同組合のさまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川(十和田湖、大蔵子川、深川、馬場川、止波川、三戸川)協管内及び戸川(戸川内水面協管内)を除く。また、県内水面漁業協同組合各協会の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催の大会等の特別イベントに適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外に使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」をお読み下さい。

別記様式第3号 漁場監視員証

表

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名 _____	(年齢)
住所 _____	
有効期限 _____	
発行者	奥入瀬川漁業協同組合 印

裏

--